

令和8年第1回（3月）定例町議会

（第3日 3月5日）

令和8年第1回（3月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第3号）

令和8年3月5日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について）
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 3 議案第 9 号 西伊豆町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第10号 西伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第11号 西伊豆町景観まちづくり条例の制定について
- 日程第 6 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第 7 議案第13号 西伊豆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第14号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第15号 西伊豆町財政調整基金条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第16号 西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について
- 日程第11 議案第17号 令和7年度 仁科築地地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第12 議案第18号 西伊豆町サンセットコイン事業特別会計条例を廃止する条例案について
- 日程第13 議案第19号 西伊豆町サンセットコイン事業基金条例を廃止する条例案について
- 日程第14 議案第20号 令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第15 議案第21号 令和7年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 日程第16 議案第22号 令和7年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第23号 令和7年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第24号 令和7年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第25号 令和8年度西伊豆町一般会計予算
- 日程第20 議案第26号 令和8年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第27号 令和8年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第28号 令和8年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第29号 令和8年度西伊豆町水道事業会計予算
- 日程第24 議案第30号 令和8年度西伊豆町温泉事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	堤 圭祐君	2番	土本直矢君
3番	中島健君	4番	磯清彦君
5番	河内ひとみ君	6番	山本豊君
7番	加藤タヅ子君	8番	浅賀元希君
9番	仲田慶枝君	10番	高橋敬治君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	高木光一君
教育長	鈴木秀輝君	総務課長	高橋昌子君
まちづくり戦略課長	長島司君	産業振興課長	木野のぶ子君
窓口税務課長	渡邊貴浩君	健康福祉課長	鈴木一博君

建設課長	久保田寿之君	防災課長	真野隆弘君
環境課長	土屋智英君	会計課長	森健君
企業課長	居山繁君	教育委員会 教務局長	朝倉通彰君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐野浩正	書記	船津康予
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第1、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） はい。承認第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。専決につきましては、専決第2号として専決処分をさせていただきました。中身につきましては、令和8年3月31日をもって南伊豆地域清掃施設組合が静岡縣市町総合事務組合から脱退し、静岡縣市町総合事務組合の規約の一部を次のとおり変更するというものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それでは承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について）です。今回の一部改正は、静岡縣市町総合事務組合の構成団体である南伊豆地域清掃施設組合が令和8年3月31日付で解散し、あわせて組合からも脱退するため、規約の該当箇所を削除するものです。

3 ページ、新旧対照表、下段の別記 1 - 2 をご覧ください。改正案では、下線部に南伊豆地域清掃施設組合を削除します。

同じく 5 ページ、新旧対照表、別記 2 - 2 をご覧ください。ここも改正案で、下線部に南伊豆地域清掃施設組合を削除します。

1 ページにお戻りください。附則として、この規約は令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、承認第 1 号は原案のとおり承認されました。

◎承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 2、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

専決の内容につきましては、専決第1号として衆議院が急遽解散されましたことにより、西伊豆町の一般会計補正予算（第8号）を専決したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それでは承認第2号です。専決処分の承認を求めることについて（令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号））についてです。今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ1,161万1,000円を追加し、それぞれの金額を92億4,347万1,000円としたいものです。

4ページをお願いします。2、歳入です。14款3項1目3節衆議院議員選挙委託金、1,161万1,000円。令和8年2月8日に執行された衆議院議員選挙の委託金となります。補助率は10分の10です。

5ページをお願いします。3、歳出です。2款4項5目衆議院議員選挙費、1,161万1,000円。1節から17節まで令和8年2月8日に執行された衆議院議員選挙の選挙費となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第 2 号、専決処分承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、承認第 2 号は原案のとおり承認されました。

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 3、議案第 9 号、西伊豆町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 9 号は、西伊豆町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 議案第 9 号、西伊豆町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について説明いたします。この条例案は 2 月 20 日の議会全員協議会で議員の皆様にお伝えしたものととなります。まず、本条例を制定する目的でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 14 条第 2 項及び西伊豆町過疎地域持続的発展計画に基づき、住民が将来にわたり、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための過疎地域持続的発展特別事業分、ソフト事業分の実施に要する経費の財源とするため、西伊豆町過疎地域持続的発展特別事業基金を制定したいものでございます。

資料を 1 枚おめくりください。西伊豆町過疎地域持続的発展特別事業基金条例、第 1 条設置につきましては、先ほど申し上げた設置目的について規定をしてございます。次の第 2 条積立てから第 7 条その他の規程は、他の基金条例と同様に基金の運用等について規定してございます。なお第 3 条管理につきましては、この後の議案第 15 号、西伊豆町財政調整基金等

の一部を改正する条例案についての改正内容を反映したものとなります。附則ですが、この条例は公布の日から施行するものとします。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第9号、西伊豆町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第4、議案第10号、西伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 10 号は、西伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） それでは議案第 10 号、西伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明させていただきます。この条例は、2月20日の議会全員協議会で事前にご説明させていただいておりますので、主なところのみ説明をさせていただきます。本条例の制定の目的は、令和8年4月から全国どの自治体でも共通で実施することとなります。こども誰でも通園制度を実施しようとするものが、設備として備えなければならないもの、運営するための条件を条例で定めることにより、乳児、幼児が心身ともに健やかに育成されるよう基準を定めるものでございます。当町におきましては、民間事業所は存在しませんが、もし民間事業所の参入があった場合は、本条例に基づき、事業者に対して許認可を行うこととなります。それでは条例の概要について説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。まず第 1 条では、条例の趣旨を規定しておりまして、この条例は、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規程に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。第 2 条、最低基準の目的では、乳児等通園支援事業所に対して、最低基準の達成を通じ、明るく衛生的な環境、適切な訓練を受けた職員の提供、利用児童が心身ともに健全な育成を担保することを定めております。

2 ページをお願いいたします。第 5 条、乳児等通園支援事業者の一般原則では、事業者到人権の尊重、地域社会との連携、説明責任、自己評価、外部評価の実施と公表を求めるとともに、運営には必要設備の整備と衛生、安全配慮を義務づけることを定めてございます。

4 ページをお願いいたします。第 10 条、乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件として、事業所の職員は、健全性、倫理性、訓練、熱意を有することを要件として定めてございます。第 15 条、衛生管理等として、設備、飲用水の衛生管理、感染症、食中毒の予防研修、訓練の定期実施、また、必要医薬品の備蓄と適正管理の義務化を定めてございます。

5 ページをお願いいたします。第 17 条、乳児等通園支援事業所内部の規程として、事業運営について重要事項を定める内部規程の整備について定めてございます。

6 ページをお願いします。第 21 条は、乳児等通園支援事業の区分について定めておりまして、一般型と余裕活用型に区分されます。当町の認定こども園につきましては、余裕活用型での運用になりますので、定員枠の中で在園児と同じクラスで、同じ職員が保育を行うことになります。第 22 条から第 25 条では、一般型乳児等通園支援事業について定めておりまして、設備の基準、職員、乳児等通園支援の内容、保護者との連絡について定めております。

10 ページをお願いします。第 26 条及び第 27 条は、余裕活用型乳児等通園支援事業について定めており、第 26 条において、設備及び職員の基準について区分別に定めております。

11 ページをお願いします。最後に附則でございます。この条例の施行日は令和 8 年 4 月 1 日とするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 10 号、西伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 5、議案第 11 号、西伊豆町景観まちづくり条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 11 号は、西伊豆町景観まちづくり条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。西伊豆町の景観計画の策定に当たっては、学識経験を有する方や関係団体の構成員で組織する策定委員会で作成することとされており、令和 6 年度から 2 か年にわたって取組み、策定委員会を通算で 5 回、役場の関係者で行う庁内の策定委員会を 5 回行い、内容の検討を行ってまいりました。取りまとめた内容を 2 月 1 日から 23 日までパブリックコメントを行いましたので、計画への反映後、製本し、議員の皆様にお配りする予定でございます。また機会がありましたらですね、説明する機会を設けていただきたいというふうに思っております。この計画の根拠となる上位法令の景観法では、地方自治体がそれぞれの条例で定めるよう委ねられた事項がありますので、今回の条例で景観計画を運用するための基準等を定めるとともに、景観形成の方針や景観審議会の設置などについて規定をしたいものになります。

1 ページの第 1 章の総則では、条例の目的、用語の定義、基本理念、行政、町民、事業者の責務などを定めております。

3 ページになりますが、第 2 章、景観計画の策定等では、景観法に基づく景観計画の策定や変更に係る手続きなどを定めております。第 8 条第 1 項に景観計画区域という用語が出てまいりますが、この区域は景観計画の中で西伊豆町全域と定めております。また重点地区については、観光地エリア景観計画が作成されている黄金崎公園周辺地区及びこれから新たに作り直すわけですが、堂ヶ島公園の周辺地区というものを、2 箇所選定をしております。重点地区については、景観まちづくりのために必要な施策を行政として実施してまいります。続いて、3 ページ中段になります第 3 章、景観計画区域内における行為の制限では、

第10条で届出が必要な行為を、第11条で届出が不要な行為を定めています。別に配付した資料、1枚の資料があると思いますけども、その中で届出の要件を表にまとめておりますので、ご確認をお願いいたします。第12条から第18条では、届出を要する建築物及び工作物に関し、変更命令の対象となる特定届出対象行為として定め、届出が必要な行為をしようとするものは事前に協議する義務があることを定めます。また届出内容が景観計画で定める事項に適合しない場合に、助言または指導できるものとし、場合によっては法に基づく勧告や命令を行うことを定めます。勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができるものとします。

5ページに飛んで頂きたいと思います。第4章では、景観重要建造物、樹木の指定手続を、また第5章では、景観重要公共施設について定めています。景観計画に国道136号の堂ヶ島つば沢バス停から乗浜バス停間、約1.5キロを景観重要公共施設として指定し、道路整備に当たっては、堂ヶ島の美しい景観と調和する形態・意匠となるよう配慮することを記載しております。この計画の策定に当たっては、道路管理者である下田土木事務所に意見を伺い、策定をしました。

6ページ下段になりますが、第8章では景観審議会について規定しています。景観計画の変更、特定届出対象行為の判断や、勧告及び命令に関する意見聴取などを専門家や住民の意見を聞いて判断することといたします。

7ページ、最後になりますけども附則です。この条例は令和8年4月1日から施行します。ただし、第3章の規程、景観計画区域内における行為の制限については、来年度に予定している説明会を行った後の令和8年8月1日から施行することとしたいものです。

以上、説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。すみません。1点ですね、重点区域っていうことに関してちょっとお伺いしたいんですけども、堂ヶ島の開発についても、乗浜までですとか、意見によっては沢田のほうまで含めたほうがいいんじゃないかという話も出ましたけども、ここでのエリア、重点エリアっていうのは番地等ではっきり区分けするのか、それとも、このニュアンスでこのエリアですよっていう考え方なのか、その辺だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 景観区域計画の中で、エリアを地図であらわしたものを添付してございます。地番ではなく、あくまで地図上に範囲で示してあるというものになります。範囲は、堂ヶ島公園っていうと結構狭いエリアなんですけども、そこだけじゃなくて周辺も含めた、沢田の、沢田ですよ。沢田地区から堂ヶ島の1番奥のほうまで、つば沢バスのほうまでというようなエリアを設定しております。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありませんか。

6番、山本豊君。

○6番（山本 豊君） はい。景観区域は町全域という説明がありました。あの設置ですとか、構造物の変更等に該当するものについての適用かなというふうには思いますけれども、既存の施設で空き家ですとか、閉店した店舗、そういったものは看板が錆びたりですとか、雨戸がちよっと外れたりとかっていう、やはり滞在型の観光の方は町の奥深く、裏通りも含めて入りますので、その町の活気ですとか状況というのが、裏通りを見れば分かるかなというようなところもありますので、そういったところの配慮といいますか、規制というものはいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 今回の条例ではそれは規制対象ではないんですが、空き家法のほうです。管理不全空き家に認定するという段階に、その景観計画にそぐわないものかどうかというのは、審査事項がございまして。なので、そちらで指導対象にするかしないかという判断をさせていただくことになります。

○議長（高橋敬治君） ほかにございせんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 11 号、西伊豆町景観まちづくり条例の制定については原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 6、議案第 12 号、町道路線の認定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 12 号は、町道路線の認定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。町道路線の認定について説明いたします。道路法第 8 条第 1 項に、市町村道とは市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものを言うとしており、現在新設している仁科地内町道整備工事の道路を東耕地 2 号線として、新たに町道認定したいものです。なお同条第 2 項に路線を認定しようとする場合には、議会の議決を経なければならないとされているため、本議案を上程するものです。工事完了後の路線延長は 248 メートルとなり、町道に認定した後は建設課が管理し、維持管理を行っていきます。添付資料のほうで路線の位置を表示させていただいております。なお、町道東耕地線っていうのが、現在、路線があるわけですが、今回、新たに 2 号線を追加をさせていただいた関係で、そちらの名前を東耕地 1 号線で、もう 1 つは 2 号線という形で変更をさせていただくという形になります。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 12 号、町道路線の認定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 7、議案第 13 号、西伊豆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 13 号は、西伊豆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それでは議案第 13 号、西伊豆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。本件につきましては、令和 7 年 9 月第 3 回西伊豆町議会定例会において審議頂きました条例中、文言に適切でない箇所があったことから改正を行いたいものです。議案書を説明いたします。

1 ページをご覧ください。別表備考中「日当」を「報酬の額」に改める。別表中では報酬の額という文言を使用しておりますが、備考中では日当という文言を使用しているため、今後、齟齬が起きないようにするための修正です。

2 ページ、新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正案です。改正部分は下線部になります。

1 ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 13 号、西伊豆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 8、議案第 14 号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 14 号は、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それでは議案第 14 号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。4 級に新たな職務を追加し、資格がある職員が昇給する機会を創設します。給与表の号が下に行くにつれ昇給金額が少なくなり、役職がない職員と役職がある職員では差が開いていく傾向にあるため、格差がある職員が昇給する機会を創設したいものです。例えば現在、こども園において、保育教諭として勤務する職員の多くが 40 代となっており、長年の経験を積み、高度な専門知識と技能を有しております。しかしながら、現行の給与制度では、こども園における管理職ポストが制限されており、園長 2 名が 5 級の課長級、園務主任 2 名が 4 級の係長級となっているものの、そのほかの保育教諭は経験年数や専門知識にかかわらず、3 級までの格付となっています。この結果、園務主任のポストが少ないため、豊富な経験と高い専門性を持つ保育教諭であっても、なかなか 4 級に昇格することができない状況が生じております。現在、こども園の職員は一般行政職と比較しても昇格の機会に格差が生じている現状となっております。このことから、新たに職務を 4 級に追加し、資格ある職員が昇格できる機会を創設したいものです。

別記 1 - 2、改正案をご覧ください。職務の級の 4 級に高度な知識もしくは経験に基づき、相当困難な業務を行う主任保育教諭、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任管理栄養士及び主任技師を加えます。

1 ページにお戻りください。附則として、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 14 号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 9、議案第 15 号、西伊豆町財政調整基金等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 15 号は、西伊豆町財政調整基金等の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） それでは、議案第 15 号、西伊豆町財政調整基金条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第 15 号、1 ページをご覧ください。西伊豆町財政調整基金条例等の一部を改正する条例でございます。こちらは本文の改正文となっております。今回の改正は、西伊豆町の基金条例のうち、稲葉金秋奨学金貸付基金、百川奨学資金貸付基金及び国民健康保険高額療養費資金貸付基金、並びに廃止予定であるサンセットコイン事業基金の計 4 基金の条例を除く、都合 17 基金の基金条例のうち、12 基金の基金条例について改正したものでございます。それでは今回の 3 つの改正点について、要約からご説明申し上げます。1、管理規定について、債券運用に関して記載のない基金条例に統一的な文言を追加する改正。2、代替などの「代える」という文字から転換などの「換える」、換に文言を訂正することで基金条例全体での字句の統一化を図るための改正。3、企業版ふるさと納税基金の積立規程に係る運用上の改正、以上 3 点になります。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。新旧対照表です。左側が現行、右側が改正案となっております。下線部が今回改正する箇所となっております。改正点 1 につきましては、4 ページの財政調整基金条例から 7 ページの西伊豆町企業版ふるさと納税基金条例までの 10 基金条例について、条文中の管理に、第 2 項、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるの条文を追加するものです。改正点 2 につきましては、4 ページ上段の財政調整基金条例及び 6 ページ上段の介護保険介護給付等支払準備基金条例について、両条例ともに管理の第 3 条第 2 項中、有価証券に代えると規定されているところを、有価証券に換えるですね、に文言を変更するものでございます。

7 ページをご覧ください。改正点 3 につきましては、中段の西伊豆町企業版ふるさと納税基金条例でございますが、第 2 条を前条の寄附金の額から一般会計歳入歳出予算に変更しております。これは国の運用上の取り決めにおいて、基金への積立てを開始する時点で企業版ふるさと納税の額を 10 割未満にする必要があるとの指摘を受け、寄附金以外の資金を積み立てることができるよう、積立て金額は寄附金の額から予算に定める額である一般会計歳入歳出予算に変更するものでございます。

3 ページにお戻りください。上段下の附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行するでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 15 号、西伊豆町財政調整基金等の一部を改正する条例案については原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 10、議案第 16 号、西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 16 号は、西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） それでは議案第16号についてご説明いたします。今回の改正は、令和8年2月6日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、損害補償額の算定の基礎となる損害補償基礎額の改正及び扶養に係る損害基礎額の加算額の改正でございます。損害補償額の内容につきましては、一般職の給与に関する法律で定める俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められております。また、令和7年12月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改正され、また、一昨年に成立した一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律により改定された扶養手当の規定に係る経過措置は、令和8年3月31日で終了することから、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について改正するものでございます。

それでは、議案第16号の2ページ、新旧対照表をご覧ください。下線を引いた箇所が改正点となっております。第5条第2項第2号の中段をご覧ください。現行9,700円を改正案では1万円とし、その下の現行1万4,500円を改正案では1万5,000円と改正したいものでございます。こちらは消防水防及び救護活動従事者が損害を被った場合の補償基礎額と増額できる最高額を定めたものでございます。

次のページ、3ページの最上段をご覧ください。現行100円を改正案では433円に。現行、第2号に該当する扶養親族については383円を改正案では削除し、現行第3号から第6号までを、改正案では第2号から第5号までに改正したいものでございます。また現行では第1号、配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）を、改正案では削除し、現行第2号から第6号を、改正案では1号ずつ繰上げたいものでございます。こちらは給与表と扶養親族である配偶者についての補償基礎額の加算額が廃止され、子どもに対する扶養手当の金額が改正されたことに伴い、本条例内の加算額を改正したいものでございます。

続きまして次のページ、4ページの別記1をご覧ください。こちらは消防団員の補償基礎額を階級、勤務年数別に定めております。団長及び副団長につきましては、勤務年数10年未満で1万2,900円を1万3,340円に。10年以上20年未満で1万3,700円を1万4,170円に。20年以上で1万4,500円を1万5,000円に改正したいものでございます。続きまして、本部長、分団長、副本部長及び副分団長につきましては、10年未満で1万1,300円を1万1,670

円に。10年以上20年未満で1万2,100円を1万2,500円に。20年以上で1万2,900円を1万3,340円に改正したいものでございます。続きまして、部長、班長及び団員につきましては、10年未満で9,700円を1万円に。10年以上20年未満で1万500円を1万840円。20年以上で1万1,300円を1万1,670円に改正したいものでございます。

1ページにお戻りください。附則をご覧頂きたいと思います。第1条の施行期日としましては、この条例は令和8年4月1日から施行したものでございます。第2条の経過措置としましては、この条例の適用の日以降に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間にかかる傷病補償年金等は改正後の規定を適用し、同一前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同一前に支給すべき事由の生じた同日までの期間にかかる消防補償年金等は従前の例によるものとしたいものでございます。

説明は以上です。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 変更理由についてちょっとお聞きしたかったんですけど、3ページの左側の今までののは、配偶者（婚姻の届出をしないが、事実婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）が、これが削除されてるんですけども、この理由について教えてください。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） こちらにつきましては、昨年度の法改正で改正された部分がございます。こちらについては給与法の改正に伴いまして、実際に配偶者の扶養に係る部分で、扶養の配偶者の部分が給与法のほうで改正されました。それに伴いまして、今回、この公務災害のほうでもそれに準じて改正になったというところでございます。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか、はい。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 16 号、西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、
原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議案審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 19 分

再開 午前 10 時 25 分

◎議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

審議を続けます。

日程第 11、議案第 17 号、令和 7 年度 仁科築地地区津波避難タワー建設工事変更請負契約
の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 17 号は、令和 7 年度 仁科築地地区津波避難タワー建設工事変
更請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 令和7年度 仁科築地地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結についてご説明します。本議案は令和7年6月6日、第2回西伊豆町議会定例会において議決を頂きました仁科築地地区津波避難タワー建設工事につきまして、工事の変更請負契約を締結したいものです。現契約額は2億8,160万円でしたが、今回の変更により974万6,000円の増額となり、変更後の契約金額は2億9,134万6,000円となります。

1ページの説明調書をご覧ください。先日の全員協議会で一度説明をさせていただきましたので、主な変更内容についてのみ読ませさせていただきます。今回の主な変更内容は、説明調書に記載のとおり大きく3点でございます。まず1点目は安全確保及び施工品質確保のため支保工足場を追加するものでございます。実施において、梁仮設時の安全性を確保する必要が生じ、支保工足場を追加するものです。2点目は湧水の影響による土工方法の変更に伴う土量の増加でございます。当初想定を上回る湧水が確認されたことから、掘削方法を見直した結果、掘削土量が増加しました。3点目は鉄骨梁の施工方法変更に伴う継手の増設でございます。設計上、求められる防食性能を確保するため、鉄骨梁に継手を設ける必要が生じたものでございます。

添付資料については、以前、説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 17 号、令和 7 年度 仁科築地地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 12、議案第 18 号、西伊豆町サンセットコイン事業特別会計条例を廃止する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 18 号は、西伊豆町サンセットコイン事業特別会計条例を廃止する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） それでは、議案第 18 号についてご説明いたします。本件につきましては、令和 7 年 11 月 4 日開催の議会全員協議会において説明いたしましたサンセットコイン事業の資金管理方法を令和 8 年度以降、特別会計から歳入歳出外現金の取扱いに変更するため、関係する条例を廃止したいものです。議案書をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。西伊豆町サンセットコイン事業特別会計条例（令和 4 年西伊豆町条例第 15 号）は、廃止する。附則といたしまして、この条例は令和 8 年 6 月 1 日から施行いたします。令和 8 年度からはサンセットコイン事業を特別会計ではなく、歳入歳出外現金で管理することは先ほど説明したとおりでございますが、令和 7 年度会計は令和 8 年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで出納整理期間がございますので、サンセットコイン事業は特別会計の中で歳費の動きが継続しています。そのため、出納閉鎖日となる令和 8 年 5 月 31 日の翌日である 6 月 1 日をもって、サンセットコイン事業特別会計を廃止することとなります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 18 号、西伊豆町サンセットコイン事業特別会計条例を廃止する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 13、議案第 19 号、西伊豆町サンセットコイン事業基金条例を廃止する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 19 号は、西伊豆町サンセットコイン事業基金条例を廃止する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） それでは、議案第 19 号についてご説明いたします。本件につきましては、先ほどご審議頂いた議案第 18 号と同じく、サンセットコイン事業の資金管理方法を令和 8 年度以降、特別会計から歳入歳出外現金の取扱いに変更するため、関係する条例を廃止したいものでございます。議案書をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。西伊豆町サンセットコイン事業基金条例（令和 3 年西伊豆町条例第 1 号）は、廃止する。附則といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行いたします。西伊豆町サンセットコイン事業は基金を設置しておりますが、元金積立や基金が関係する繰入れ、繰り出しなどを実施しておらず、令和 7 年度会計の出納整理期間中に歳費の動きがないことから、令和 7 年度の最終日となる令和 8 年 3 月 31 日の翌日である 4 月 1 日をもって、サンセットコイン事業基金を廃止することとなります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 19 号、西伊豆町サンセットコイン事業基金条例を廃止する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第19、議案第20号、令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第20号は令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）でございます。詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） それでは、議案第20号、令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。今回の補正は事業完了に伴う精算等により、歳入歳出総額からそれぞれ10億5,447万1,000円を減額し、それぞれの金額を81億8,900万円としたいものです。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、補正額の順に朗読します。1款町税、440万円。10款地方交付税、1億2,176万7,000円。12款分担金及び負担金、119万5,000円。13款使用料及び手数料、3,537万円。14款国庫支出金、6,852万1,000円の減。15款県支出金、1億5,273万8,000円の減。16款財産収入、873万5,000円。17款寄附金、3億9,929万8,000円の減。18款繰入金、5億7,208万3,000円の減。20款諸収入、1,279万8,000円の減。

3ページをお願いします。20款諸収入、1,279万8,000円の減。20款は読みましたよね。3ページをお願いします。21款町債、2,050万円の減。歳入合計に10億5,447万1,000円を減額し、81億8,900万円としたいものです。

4ページをお願いします。歳出です。こちらも款、補正額の順に朗読します。2款総務費、4,016万3,000円の減。3款民生費、1,898万6,000円の減。4款衛生費、6,407万円の減。5款農林水産業費、4億2,386万4,000円の減。6款商工費、1億5,104万4,000円の減。7款土木費、13万1,000円。8款消防費、367万9,000円の減。9款教育費、2,301万1,000円の減。10款災害復旧費、0円。11款公債費、45万1,000円。12款諸支出金、3億3,023

万 6,000 円の減。歳出合計に 10 億 5,447 万 1,000 円を減額し、81 億 8,900 万円としたいものです。

6 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費、補正、第 9 号です。こちらにつきましては別紙のとおりとなりますので、そちらのほうをご覧ください。

7 ページをお願いします。第 3 表地方債、補正、第 9 号です。限度額の補正額のあるところを説明させていただきます。過疎対策事業債、3 事業の事業費の増額に伴い、起債限度額を 4,000 万円に増額し、2 億 3,800 万円としたいものです。旧合併特例事業債、6 事業の事業費の減額に伴い、起債限度額を 6,050 万円を減額し、3 億 6,760 万円としたいものです。

8 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。こちらにつきましては、先ほど説明しました第 1 表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略させていただきます。

次に 9 ページ、歳出です。こちらにつきましても第 1 表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

10 ページをお願いします。2、歳入です。主なものについて説明させていただきます。10 款 1 項 1 目普通地方交付税 1 億 2,176 万 7,000 円の増、国の令和 7 年度政府補正予算に伴い、物価高対応等の財源を措置するため、7 年度に限り、基準財政需要額に臨時経済対策費が創設されました。また、地方公務員の給与改定に必要となる財源を措置するため、7 年度に限り、基準財政需要額に給与改定費が創設されたこと。臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、7 年度に限り、基準財政需要額に臨時財政対策債償還基金費が創設されたことにより、普通交付税の再算定が行われたため増額するものです。

11 ページをお願いします。13 款 2 項 4 目建設工事に係る建設発生土の処理手数料 3,372 万円の増、実績見込みによる増額です。県発注工事の増加により、月原残土処理場の搬入が大幅に増えたことによるものです。14 款 2 項 1 目 1 節社会保障税番号制度システム整備費補助金 660 万円の増。6 ページ、第 2 表繰越明許に出てきました戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための戸籍システム改修業務によるものです。

下段の 14 款、ここから 12 ページをお願いします。支出金全般は、各事業の完了及び完了見込みにより事業費が固まったことによる増減額となります。14 款 2 項 6 目地域未来交付金 305 万 8,000 円の増。これも 6 ページ、第 2 表繰越明許に出てきました避難所用簡易ベッド購入 93 万 5,000 円と、避難所用スポットエアコン購入 518 万 3,000 円、補助率は 2 分の 1

となっています。12 ページ下段から 13 ページにかけては 15 款県支出金となります。これにつきましても、14 款同様に各事業の支出見込みによる増減額となります。

14 ページをお願いします。16 款 1 項 2 目財政調整基金利子 480 万 2,000 円は、債券購入による年間利子予定額の増額です。17 款 1 項 1 目一般寄附金 70 万 2,000 円、事業所 1 件の寄附金となります。

15 ページをお願いします。18 款 1 項 9 目西伊豆町振興基金繰入金 2 億 5,000 万円の減、木質バイオマス発電施設整備事業中止に伴う繰入金の減額によるものです。

16 ページをお願いします。21 款 1 項町債、7 ページ、第 4 表地方債補正で説明しました起債関係となりますが、事業費精算に伴う借入額の確定により補正をしております。

18 ページをお願いします。3、歳出です。全般的に事業等の精算に伴う不用額の減額補正となっております。2 款 1 項 11 目情報管理費 12 節 O A 機器システム保守管理業務 274 万 4,000 円の減、標準化用サーバー保守において、仮想化により機器を集約したことや、構築期日が遅れたことによる減額です。

19 ページをお願いします。2 款 1 項 13 目まちづくり推進費 18 節まちづくり交付金 30 万円の減、補助金辞退によるものです。地域共同促進助成金 110 万円の減、木質バイオマス発電事業と並行して、森林整備現場の社会見学や植物残渣の堆肥化など、小中学生に体験してもらい、地域循環型社会についての発表してもらおうことを想定していましたが、中止に伴い、当事業も中止となったためです。

22 ページをお願いします。3 款 1 項 6 目 17 節庁用器具購入費 50 万円の増、福祉センター 1 階福祉係に 8 年度会計任用職員が 1 人増員になる予定であるため、机、椅子、棚の購入をするための増額です。

26 ページをお願いします。5 款 2 項 1 目 12 節林道橋定期点検業務委託 510 万 9,000 円の減、橋梁点検業務を職員で行ったため皆減となりました。5 款 2 項 2 目 12 節委託料 1,667 万 7,000 円の減。町有林間伐業務 1,212 万円の減は、木質バイオマス発電中止に伴い、燃料材確保のための素材生産の整備から最小限の主伐と保育間伐に変更による減額です。林業 6 次産業化推進事業業務 289 万 7,000 円の減は、木質バイオマス発電事業中止に伴う減額です。5 款 3 項 1 目 12 節戦略的「令和の里海づくり」基盤構築事業委託 600 万円の減、応募していた事業が不採択だったための皆減です。

28 ページをお願いします。6 款 1 項 3 目 18 節負担金、補助金及び交付金のうち、宿泊業の経営基盤強化費補助金 500 万円の減は、補助事業を実施する事業者がいなかったための減額となります。

29 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目 12 節月原残土処理場管理委託 1,230 万 7,000 円の増、土砂の搬入が多くなったことにより、搬入経路を保護するための敷き鉄板を設置し、安全に出入りするため、交通整理人を追加するための増額です。16 節仁科地内町道整備に伴う用地購入 352 万 5,000 円の減、用地を購入する予定だった 1 人が売買でなく賃貸借契約にという強い要望があり、土地購入ができなかったための減額です。

30 ページをお願いします。7 款 2 項 2 目橋梁費 12 節岩谷戸橋耐荷力照査業務委託 200 万円の増は、整備計画を進めている岩谷戸残土処理場整備事業について、事業の進捗を図るため、残土の運搬経路として岩谷戸橋を利用することが可能か判断するための検討資料の作成を令和 7 年度予算で計上し、繰越して業務を実施したいものです。

33 ページをお願いします。9 款 3 項 1 目西伊豆中学校管理費 10 節施設修繕費 56 万円の増、体育館トイレの排水が詰まるため、詰まりの解消をするための増額です。

34 ページをお願いします。9 款 4 項 1 目仁科認定こども園費 1 節報酬の 65 万円の増額は、職員の怪我や家族の体調不良により会計年度任用職員が必要となったための増額です。

35 ページをお願いします。9 款 4 項 4 目伊豆海認定こども園給食費 10 節賄材料費 60 万円の増は、食材費の値上がりにより不足が生じたため、増額するものです。

37 ページをお願いします。11 款 1 項 2 目 22 節利子償還金 45 万 1,000 円の増額です。地方債の利子償還金を利率 1.2%で見込んでいましたが、実際の利率は 1.3%だったことで不足が生じ、増額補正になりました。12 款 1 項 1 目基金積立金 3 億 3,023 万 6,000 円の減、財政調整基金利子積立金 480 万 2,000 円の増額は、債券購入による年間利子予定額の増額です。減債基金元金積立 1,119 万 3,000 円の増額は、国の再算定があり、令和 7 年度に限り、臨時財政対策債償還基金費が創設され、臨時財政対策債の償還に資するために、減債基金へ積み立てるよう国から指示があったため補正計上するものです。森林整備基金元利積立 2,179 万 9,000 円の増額は、森林環境譲与税の収入見込みが出たためです。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時 5分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

議案第20号、提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

3番、中島健君。

○3番（中島 健君） 35ページの9款4項伊豆海認定こども園の材料費なんですけど、値上がりっていう、材料の値上がりということで60万円プラスになってるんですけども、34ページの仁科認定こども園のところを見ると、仁科認定こども園のほうが、人数が多いのに35万円マイナスになってるっていう、この違いを教えてください。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。詳細に説明しますと、仁科認定こども園でもですね、伊豆海認定こども園でも、園児の余分に、予備分の人数を要求してまして、仁科認定こども園につきましては予算計上人数69人を計上しておりましたが、実績人数が55人、14人分の予算が余裕となったこと。それから、途中から育児休業に入った職員がいたこと、ご家庭の事情でちょっと長期休暇がいた職員があったということで、その分の食数が、余裕があったので減額となっているところなんです。一方で伊豆海認定こども園のほうは、予算と実績の差が5人ということでしたので、その分でちょっと予算が不足してしまったと、そういうような状況でございます。

○議長（高橋敬治君） いいですか。

はい、ほかにありませんか。

1番、堤圭祐君。

○1番（堤 圭祐君） はい。30ページのですよね、橋梁費、岩谷戸橋の耐荷重力照査業務委託というところで計上されてるんですけど、岩谷戸橋のほう、耐荷重14トンだったかなと、看板の表示があると思うんですけども、それ何ていうんでしょう。それ以上のものを運ぶのに、何て言うんですかね。耐荷重が不安で調査するっていうことになるんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。この件については、岩谷戸の残土処理場の計画というのは令和6年度からやっていて、地元の説明会も1回やりました。その説明会の中で、この岩谷戸橋を10トンダンプが荷を満載した状態で本当に通って大丈夫なのかという質問がございまして、その辺は、町の方で大丈夫ですって説明したんですけど、なかなか納得していただけなかったと。要するに反対者が数人いたということですよ、という状況でございました。私どもも技師ではないので、本当に14トンの橋でも荷を満載したダンプ、20トン弱になると思うんですけどね、それが通っては駄目ということではないんですよ。あくまで大型車が1日何台ぐらい通るかっていうことを目途に、主に幹線道については20トン強で設計をする、そうでない生活道路については14トン強で設計するという、そういう基準で当時昭和50年代は橋を作られておりまして、当然、今ある橋でそういうダンプが通るっていうことは、何も規制をしているわけではございません。そういう説明しても分かってくれなかったと。で、専門家のほうに、県の技師とかですね、コンサル等にも確認をされていて大丈夫だよというようなお話なんですけども、なかなか正直、町の職員ではそこを、説得力のある説明ができないということで、今回のこの照査業務委託ということで、当時の資料がかなり古いもんですから大丈夫だよというところをもう一度、再照査をかけよう。可能性としては、一部補強したほうがいいのかもねというのは、提案ももしかしたら業者さんのほうがあるかもしれません。その辺は、できてきた成果品を見ては検討させていただきたいと思います。まずは反対している方にですね、大丈夫だよということで安心してもらって事業に協力していただくということが優先でございまして、この件については、当初予算であげるか補正で上げるかという議論をした中でですね、もう速やかにやるようにというようなお話頂きましたので、今回補正で上げさせていただいて、予算通りでしたらすぐに対応させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

はい、ほかに。

5番、河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 今回の岩谷戸橋の反対が数名ということでおっしゃったんですけども、橋だけの問題で反対してたんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。まずは埋立てををするところの土地所有者については、令和6年度に意向調査を行いまして、反対はおりませんでした。それから地区の説明会につい

ても、反対の意見は、埋めることについての反対の意見はございませんでした。ただ、橋の利用についてですね。そこだけが1点、懸念材料として残ったという状況でございます。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

はい、ほかにありませんか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。とりあえず2点お伺いします。まず6ページのですね、繰越明許費の関係で、先ほど開会前にですね、健康福祉課長、説明がありまして、この時にですね、まだ申請していない方が13名で、お1人2万円の給付ってということで、ざっと計算すると26万円なんですけども、ここのその50万円っていう計上のですね、ほかの経費があるのかってことをまず1点お伺いしたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。議員おっしゃるとおり、26万円あればよろしい、おっしゃるそのとおりなんですけど、それプラス事務費が若干ございます。事務費、事務費を見たこと。それと不測の事態に備えて、もうプラスアルファということで、キリのいい50万円を計上させていただいたところでございます。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。今の件は了解しました。続きまして、また健康福祉課長。23ページなんですけども、これが健康づくり推進事業費っていうところで、健康アプリの事務委託料、これ550万円の減額ってなってますけども、これについても、要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。こちらの減額につきましては、健康アプリ、皆さんご存じかと思うんですが、そちらのほうを毎年それぞれ改修しながら使っていこうという当初の計画でおりました。しかしですね、鹿児島県の大崎町さんも今年度から新たに加入していただいて、3町で今はやってるんですが、その担当レベルの話合いの中でですね、もうある程度、このアプリはこの形でいいだろうと。大きな改修は必要しないと、改修せずにこのまま使っていきましょうという話合いがございまして、今回、その改修にかかる費用の550万円を減額させていただくということになりました。

○議長（高橋敬治君） はい、ほかにございますか。

2番、土本直矢君。

○2番（土本直矢君） 18ページの1番下の11目ですね、情報管理費で、先ほどご説明の中で期限が遅れたので減額されたようなご説明だったかと思うんですけども。これは、来期に繰り越すっていう意味ではなくて、減額されたっていう認識でよろしかったでしょうか。

○議長（高橋敬治君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） あの仮想化サーバーのですね、保守におきまして、仮想化により機器を集約したことにより、構築期限のことと、今お話しされたのが構築する時期がですね、遅れたことによるということだと思っておりますけれども。それによりまして保守がですね、必要なくなったということで、減額したことになります。で、スケジュールにはですね、特に問題はなく、こちらのほうは処理ができましたので、保守料が減額したということでこちらの274万4,000円を減額したということになります。

○議長（高橋敬治君） いいですか。

ほかにございませんか。

9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 月原残土処理場のことを少し整理していただきたいなと思って、今質問しております。29ページのところの7款1目の土木総務費の委託料のところでございます。ここは1,230万7,000円という補正が入っておりますが、一方、収入のところ、歳入のところ、ごめんなさい。11ページのところですね。11ページのところに入っている13款2項4目土木手数料。このところは先ほど月原残土、関わるというふうにおっしゃったかと記憶しておりますが、ここではこうやって入が入っているところで、このあたりの月原残土処理場の、今どういう状態なのか。もし簡単に説明していただければ、お願いしたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。今年度は当初予算のかなり想定を上回る土量が搬入されております。まず歳出のほうの委託料を申し上げますと、当初の見込みでは3,600立米分の作業量を委託するという形で計上させていただきましたが、実績の見込みですと1万9,600立米、1万6,000立米ほど増という予定になっております。この土を盛りこぼしたやつを敷き均しして転圧するというような作業に加えてですね、一時、すごく搬入量が多かったもので、搬入経路を保護するための敷鉄板の敷設や、交通整理人を増員したというようなことが要因で1,230万7,000円の増とさせていただきます。そして歳入のほうについては、町のほうで受入れ、搬入する量のうち、県工事にかかる分だけを負担金のような形で、名目

は手数料ですけれども頂くというものになります。県工事のほうも非常に今年度、我々が聞いていた内容とは大分変わってですね、土量が多かったということで、現在のこの計上は実績見込みで6,620立米掛ける6,000円で3,372万という予算を計上させていただきました。月原残土処理場の状況でございますけれども、今年度の埋立てと、令和6年度から埋立て開始してるんですけども、累計の埋立てでいうと約2万立米いくだろうと、ごめんなさい。1月末の時点で約2万立米。埋立率でいうと48%ぐらいが埋まっているという状況でございます。

○議長（高橋敬治君） 9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 今の関連で伺いたいんですけど、そうしますと予想よりとても多いというふうにおっしゃっていらっしゃいましたが、あとどのくらいもつというか、どのくらい使えるのかということがもし分かればお願いします。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 整備した当初は希望では10年ぐらいもたせたいなと思っていたわけですけども、2年で半分ぐらい埋まってしまったということで、もっても5年ぐらいなのかなというふうには思います。静岡県さんは砂防堰堤の裏側にですね、土砂が溜まったものを撤去っていうのを今やっていただいているんですけども、そういう工事って町がやってくれって要望して、ある部分をやってくれてるもんでね。受入れなきゃならないっていう事情もございますので、なるべく町内の環境がよくなるような工事について受入れをしたいと思っておりますが、後のことを考えると非常に頭が痛いなと思っております。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、土本直矢君。

○2番（土本直矢君） はい。1ページでちょっと全体的なお話をお伺いしたくて、92億円規模の予算に対して、10億円が減額するイメージだと思うんですけども、なんだろう。予算を組んでいくっていうのは、予想して作っていくのでなかなか数字当てる、適切に出すのって難しいと思うんですけど、恐らくバイオマスとか、ふるさと納税の部分が減額の原因かとは思ってるんですけども、何だろう。気にしてるのが、やりたかったことができなかったから予算が減額しているようなものが多いから、この規模の齟齬が出ているのか、ちょっとその辺の予算をつくる時とこのギャップが出た主要因というか。この辺の考え方って、ちょっと私は知識不足で分かってないのかもしれませんが、ちょっと大きいなという印象を持っています。この辺の見解があれば教えていただきたいんですけども。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。これは大きな要因については、今、土本さんが言われたのがもうそのままです。バイオマスが約3億ぐらい。ふるさと納税が入りで4億で、その次に返礼で出す分もひっくるめると多分、5とか5.5ぐらい影響してきますので、ほぼほぼその2つです。だから別に、どんぶりだったんじゃないかっていうことをもしおっしゃるんだったらそれは違って、逆を言うと、予算がない事業はできませんので、当初予算については、次年度こういうのをやりたいんだっていうことを、説明をした上で通ってる予算です。ふるさと納税は過去に一般質問などで言われましたが、予算立ては1億でも10億でも立てられます。ただ、返礼品を出す以上、ある程度の予算を盛っておかないと寄附者にご迷惑がかかる可能性がありますので、そこは目標値も含めてですね、ある程度のものは積んでいると。過去には当初2億ぐらいでやって、議会の度に1億ずつ載せたこともありますけども。そうすると結局、その事務がですね、職員の負担にもなりますので、目標値を立てて、過去2年については10億を載せ、令和8年度はこれから上程しますけども7億5,000万を載せているところなので、事業ができなかった、入りが少なかったっていう部分については、最後の議会で減額せざるを得ないので、トータル10億の減額をしているというものでございます。ですから、やりたくてもできなかった事業、入ることを見込んでいたけれども入らなかった事業を精査して減額をした結果こうなったという単純なものでございます。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 10ページをお願いします。12款のですね、2項の4節の商工負担金ということで、堂ヶ島公園電気使用負担金分、滞納分っていうことで130万円ほどあるんですけども、この対象になるっていうのはどういう方っていうか、個人なのか、団体なのか、その辺をまずちょっと教えていただきたいと思うんですけども、払う人ですね、負担金を。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） こちらですけれども、事業者の方というふうにだけお伝えできればと思います。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 今、滞納金130万ってあるんですけども、これは滞納してるものの全額っていうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） こちらの滞納繰越分ということですので、令和6年度の未収入の分というふうなことになります。本来であると、令和6年度の決算確定後に速やかに計上すべきところだったんですが、こちらのほうで今の議会での補正の計上ということになったということになります。申し訳ございません。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 続きましてですね、22ページのほうをお願いいたします。これの3款1項8目の価格高騰支援給付金ということで、こちらですね、1,300万円ほど減額になってるんですけども、この辺の要因についてお伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。こちらはですね、不足額給付金ということで、税を控除し切れなかった方に対する給付を行ったところがございます。こちらのほうもですね、なかなか税情報を扱うということで苦慮したところがございます。予算計上時のときにはですね、予算がないと支払いができないので、かなり結果的に多く見積もってしまったということで、支払いは、実績といたしましては811人で、1,000何がしかの人数を見てたんですが、実績でいきますと811人に支給が完了して、その分、余剰金を今回減額させていただいたということになります。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） その811人に支給したってということで、これ基本的には漏れはもうなくて、これで完了というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。こちらにつきましては申請形になりますので、申請のほうは既に締め切っておりますので、こちらで完了ということでよろしく申し上げます。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） はい。26ページお願いします。5款2項林業振興費のところでございます。町有林間伐業務のところは1,212万円減額になっている。この一連のところでございますが、切捨て間伐にするのでというようなお話だったと思いますけれど、この辺のところを少し丁寧にご説明頂きたいと思います。お願いします。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） こちら今議員おっしゃったとおりで、木質バイオマス発電の中止に伴って、燃料材確保のための素材生産の整備から保育間伐ということに変更したことによる減額ということになるんですけども、えっとですね、再造林、安良里の53林班というところの再造林、主伐後に植林して、その木が例えば、獣とかに食べられないように防護柵で囲うような作業があるんですけども、その作業を行う予定だったのが、年度内では完了が見込めないということが分かりまして、その分を翌年度の事業のほうにしたことで減額をしていることが1つございます。それと大沢里の92、93林班というところなんですけれども、当初予算の段階ですと、木質バイオマス発電用の燃料確保するために、作業道を設置、間伐材を搬出する利用間伐というのを予定していたところだったんですが、そちらもバイオマス発電のほうの事業を中止したことに伴って、その施業を取りやめて切捨ての間伐の面積を増やしたということになります。ただ、面積的には16ヘクタールが13ヘクタールというふうに減った形にはなるんですけども、これはその施業の箇所が地形の要因とかもあって、単純に利用間伐分の5ヘクタールを切捨て間伐で増やすということができないということもあったのと、それと有利な売り先がないにもかかわらず無理して伐採するっていう必要がなくなったという理由がございまして。それと先ほどの安良里地内の53林班のことなんですけれども、いなずさ、すみません。林業事業者さんの業務スケジュール等の関係で、やはり予定が立たないということがあったので、予算を今回7年度で削らせてもらって、来年度の事業にさせていただいたというところも1つの要因というふうに、こちらで捉えておるところでございます。以上です。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

はい。9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） すぐにはなかなか理解が難しいのですが、利用間伐する必要がないっていうか、材を出す必要がないので、ほかのところに振り替えたというような感じで、切捨て間伐をする面積を増やしたというような考えでいいんですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。基本的にはですね、あまり切捨て間伐は、私は望ましくないと思うんです。土砂災害の映像を見ると、大体、丸太が落っこちてきて橋脚に詰まって、そこで天然ダム作って、そこから川が決壊するっていう状況が見受けられるので、基本的には、切った材で出せるものは極力出してくださいというお願いをしたいんですけども、結局、A

材とかB材ぐらいであればある程度、価格があるので、運搬して持っていったとしてもペイできるんですけども、C材になると、作業道をつくり運搬して持っていったところで結局、お金にならないので、やらないほうがいいから切捨て間伐になっちゃうわけですね。なので、川下の部分をうちは整備するので、そういったものもしっかり出して、土砂災害の温床をなくしましょうねっていうことをやったんですが、結局、川下ができませんから、作業道をつくる金、誰が出すんですかとかっていうことになると、じゃあやっぱりそれできませんから、もう切捨て間伐するしかないですよっていう方向に行かざるを得ないわけですね。ただ、逆にこれ切捨て間伐すらもしないともっともっと山が荒れて細ってしまうんで、致し方のない方法ですけども、そちらに変更せざるを得なかったっていうことのほうが主な要因かなと。ただその中で、やはりコンスタントに林業の仕事が出てこないってことになれば、事業所さんも人を雇うのを、ちょっと雇い控えしたりとかっていうこともあるでしょうから、そうすると人手が足りなくなってくるので、作業工程的に無理が出てくるとか、いろんなところ余波が出てきてるんだと思います。いずれにしても、町としては基本的には切捨て間伐は、お勧めはしたくありませんけども、お金にならないのであれば、そうせざるを得ないっていうところがございますので、今回はそういった形になるかと。今後もそういったことは見受けられるかもしれませんが、そうしてでも間伐を進めざるを得ないっていう状況には追い込まれてるんだろうというふうには思います。

○議長（高橋敬治君） 9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） はい。今の課長と町長の話は理解できたんですけど、ゆえに1,212万円が減額になるところがちょっとうまく結びつかないのですが、それは先ほどおっしゃったその防護柵のところの話でしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 防護柵の関係とかもあるんですけども、予算、やはり少し多めには当然取ってある部分もありますので、それによって、施業の内容によって金額も変わってくるという部分が当然出てくるので、防護柵に限った話だけではないですけども、全体的に予算というか、支出の規模が減ったというふうにご理解頂ければと思います。以上です。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 31ページをお願いします。8款の1項2目ですね。消防の年報酬ということで、これも190万円の減額になっておりますけども。年報酬だと年当初にですね、人員が決まっています大まかな予算が組めるのかなと思うんですけども大分、190万とはこう、大きな数字だと思うんですけども、これについて特殊な事情とか何とかってというのはあるんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 消防団の年額報酬ということですね、実際に当初の予算の段階では団長以下、230人で予算を見込んでおりました。で、実際にですね、団員のほうが208名で、実際に機能別消防団員を除いた形になりますので、その分で実際に不用額が生じるということで、今回、190万円を減額させていただいたというところでございます。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） すみません。1点確認ですけど、これは年額の金額じゃなくて執務報酬等もここは入ってるってということですか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 今回の減額につきましては、年額報酬だけになっております。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

ありませんか。

はい。9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） はい。お願いします。27ページ、5款3項1目のところでございます。戦略的令和の里海づくりの話でございますが、これ当初予算のときには陸上養殖の委託というようなことだったような気がいたしますけど、これが、補助金が取れなかったからというようなことを先ほどおっしゃられて、違いました。不採択。応募がなかったっておっしゃったんですか。すみません。このところをちょっともう1回ご説明をお願いします。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） その応募はしたんですけども不採択だったということでよろしいでしょうか。そのために本来、申込みをして採択されれば、その予算を使うということだったんですけども、採択をされなかったためということが理由になります。以上です。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか、

はい。ほかにございますか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 20 号、令和 7 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 9 号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 15、議案第 21 号、令和 7 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 21 号は、令和 7 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。それでは議案第 21 号についてご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 917 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 5,000、失礼いたしました。3 億 5,900 万円としたいものでございます。

2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。款、補正額の順に朗読させていただきます。1 款後期高齢者医療保険料、556 万 9,000 円。5 款諸収入、360 万 7,000 円。歳入合計に 917 万 6,000 円を追加し、3 億 5,900 万円としたいものです。続いて歳出です。2 款後期高齢者医療広域連合納付金、556 万 9,000 円。3 款諸収入、360 万 7,000 円。失礼いたしました。3 款諸支出金、360 万 7,000 円。歳出合計に 917 万 6,000 円を追加し、3 億 5,900 万円としたいものです。

3 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちら 2 ページの第 1 表と同様ですので、省略させていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4 ページをお願いいたします。2、歳入です。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 556 万 9,000 円、こちらは決算見込みにより現年分の特別徴収保険料、普通徴収保険料滞納繰越分をそれぞれ増額するものでございます。5 款 3 項 2 目雑入 360 万 7,000 円、こちらは令和 6 年度事務費負担金及び療養給付費負担金の精算により、後期広域連合から返還があったことによる増額です。次に 3、歳出です。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、556 万 9,000 円、こちらは徴収した保険料を後期広域連合に納付する保険料等負担金で、歳入の決算見込みに伴う増額です。3 款 2 項 1 目一般会計繰出金 360 万 7,000 円、こちらは令和 6 年度事務費負担金及び療養給付費負担金の精算により、後期広域連合から返還があった同額を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 21 号、令和 7 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 16、議案第 22 号、令和 7 年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 22 号は、令和 7 年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） それでは議案第 22 号についてご説明いたします。今回の補正予算は、令和 8 年 4 月から運用する新システムへの移行に伴い、2 月 1 日から個人チャージを中止しており、本年度予算の見込額を再算定したことによる減額補正となります。

1 ページをお願いします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 7,978 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 16 億 1,357 万 4,000 円としたいものです。

2 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。款、補正額の順に朗読させていただきます。3 款繰入金、2,393 万 2,000 円の減。5 款諸収入、4 億 5,585 万 2,000 円の減。歳入合計から 4 億 7,978 万 4,000 円を減額し、16 億 1,357 万 4,000 円としたいものです。続いて歳出です。2 款事業費、4 億 7,978 万 4,000 円の減。歳出合計から 4 億 7,978 万 4,000 円を減額し、16 億 1,357 万 4,000 円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちらでも 2 ページの第 1 表と同様ですので、省略させていただきます。なお、補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4 ページをお願いします。2、歳入です。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 190 万円の減、こちらは事業費への繰入金です。サンセットコイン事業につきまして、令和 8 年度から新たなプラットフォームに切り替えるため、令和 8 年 1 月末でサンセットコインへのチャージを一時停止し、再算定したことによる減額です。3 目ふるさと応援基金繰入金 2,203 万 2,000 円の減、こちらも一般会計繰入金と同じく、ふるさと応援基金の繰入金の減額です。5 款 1 項 1 目サンセットコインチャージ料 4 億 5,585 万 2,000 円の減、こちらも令和 8 年 1 月末で、サンセットコインへのチャージを一時停止し、再算定したことによる減額です。次に 3、歳出です。2 款 1 項 1 目サンセットコイン事業費 4 億 7,978 万 4,000 円の減、こちらはサンセットコイン利用料です。歳入の減額理由と同様となります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 22 号、令和 7 年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第 3 号）は、
原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 17、議案第 23 号、令和 7 年度西伊豆町水道事業会計補正予算
（第 1 号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 23 号は、令和 7 年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）
でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 企業課長。

○企業課長（居山 繁君） はい。それでは議案第 23 号について説明させていただきます。今
回の補正は、昨年、9 月定例会の決算認定により確定した減価償却費の増額分の補正です。
企業会計の場合、令和 6 年度の減価償却額が決定し、決算認定を受けるのが令和 7 年 9 月の
定例会で、令和 7 年度当初予算案を上程する令和 7 年 3 月定例会時点では確定していないた
め、必要により補正予算で対応しております。

1 ページをご覧ください。支出、第 1 款水道事業費用、既決予定額 2 億 177 万 3,000 円、
補正予定額 65 万円となり、計が 2 億 242 万 3,000 円となります。

3 ページをお願いします。1 款 1 項 5 目 1 節建物 25 万 3,000 円ですが、こちらは先川浄水場内資機材倉庫を建てたことによる増です。次の 3 節構築物 10 万 5,000 円ですが、黄金崎芝線配水管布設替工事に伴う増です。次の 4 節機械及び装置 29 万 2,000 円は、井野浄水場、残留塩素系と祢宜の畑、白川、大城地区 3 箇所の取水ポンプ購入による増です。

9 ページをお願いします。分かりやすく図にしたものです。右の図をご覧頂くと分かりやすいのですが、減価償却費 65 万円が増になったことにより費用が増え、純利益が減るものです。

以上で、簡単ではございますが議案第 23 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 23 号、令和 7 年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 18、議案第 24 号、令和 7 年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 24 号は、令和 7 年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 企業課長。

○企業課長（居山 繁君） はい。それでは議案第 24 号について説明させていただきます。今回の補正は、総がかり費の減額分と、先ほどの水道事業会計同様、決算認定により確定した減価償却費の増額分の補正です。

1 ページをご覧ください。第 1 款温泉事業費用、既決予定額 9,425 万 8,000 円、補正予定額がマイナス 135 万 8,000 円となり、計が 9,290 万円となります。

3 ページをお願いします。1 款 1 項 4 目総がかり費の補正額は、2 節給料、3 節手当等、5 節法定福利費の合計 207 万 9,000 円の減額。こちらは主査、主幹級で予算を組んでいたものが、人事異動により主事係長級の給料となったためです。5 目減価償却費は 3 節構築物で町道浜築地線温泉管布設替工事等、4 節機械及び装置については堂ヶ島温泉 2 号源泉と 3 号源泉の揚湯ポンプ購入による合計 72 万 1,000 円の増によるものです。

9 ページをお願いします。右の図をご覧ください。人件費の減と減価償却費の増により費用が減り、純利益が 36 万 7,000 円から 172 万 5,000 円となりました。

以上で簡単ではございますが、議案第 24 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 24 号、令和 7 年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、暫時休憩します。

再開は午後 1 時、13 時といたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

◎議案第 25 号から 30 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

お諮りします。

日程第 19、議案第 25 号、令和 8 年度西伊豆町一般会計予算。

日程第 20、議案第 26 号、令和 8 年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算。

日程第 21、議案第 27 号、令和 8 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第 22、議案第 28 号、令和 8 年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算。

日程第 23、議案第 29 号、令和 8 年度西伊豆町水道事業会計予算。

日程第 24、議案第 30 号、令和 8 年度西伊豆町温泉事業会計予算。

以上、6 会計の予算について、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 19、議案第 25 号から日程第 24、議案第 30 号までを一括議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。

議案第 24 号から議案第 30 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、議案の朗読は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） ただいま上程されました議案第 25 号、令和 8 年度西伊豆町一般会計予算から議案第 30 号、令和 8 年度西伊豆町温泉事業会計予算の詳細な説明につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それでは議案第 25 号についてご説明いたします。このあと連合審査会がございますので、歳入歳出とも款と金額を朗読いたします。

予算書の 2 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算、歳入です。1 款町税、8 億 3,694 万 8,000 円。2 款地方譲与税、4,559 万 8,000 円。3 款利子割交付金、30 万円。4 款配当割交付金、340 万円。5 款株式等譲渡所得割交付金、600 万円。6 款法人事業税交付金、1,700 万円。7 款地方消費税交付金、1 億 8,000 万円。8 款環境性能割交付金、12 万 5,000 円。9 款地方特例交付金、877 万 5,000 円。10 款地方交付税、24 億 5,000 万円。11 款交通安全対策特別交付金、50 万円。12 款分担金及び負担金、2,275 万 2,000 円。13 款使用料及び手数料、5,626 万円。14 款国庫支出金、3 億 9,214 万 2,000 円。15 款県支出金、3 億 322 万 5,000 円。

16 款財産収入、5,892 万 8,000 円。17 款寄附金、7 億 6,004 万 5,000 円。18 款繰入金、14 億 7,218 万 2,000 円。19 款繰越金、1 億円。

4 ページをお願いします。20 款諸収入、6,522 万円。21 款町債、9 億 2,560 万円。歳入合計、77 億 500 万円。

5 ページをお願いします。歳出です。1 款議会費、6,136 万 3,000 円。2 款総務費、10 億 6,928 万 7,000 円。3 款民生費、11 億 3,539 万 3,000 円。4 款衛生費、12 億 4,965 万 1,000 円。5 款農林水産業費、3 億 836 万 8,000 円。6 款商工費、8 億 6,591 万 9,000 円。

6 ページをお願いします。7 款土木費、4 億 7,372 万 8,000 円。8 款消防費、5 億 852 万 6,000 円。9 款教育費、7 億 65 万 9,000 円。10 款災害復旧費、5,830 万 5,000 円。11 款公債費、4 億 41 万 7,000 円。12 款諸支出金、8 億 6,338 万 4,000 円。13 款予備費、1,000 万円。

7 ページをお願いします。歳出合計、77 億 500 万円。

8 ページをお願いします。第 2 表債務負担行為になります。事項、期間、限度額について朗読させていただきます。地域公共ネットワーク基盤整備支障移転工事（堂ヶ島共同溝）、令和 8 年度から令和 9 年度まで、825 万円以内の金額を令和 9 年度以降において支払いをします。

続きまして、9 ページ、第 3 表地方債になります。起債の目的、限度額について朗読させていただきます。過疎対策事業債、8 億 760 万円。緊急浚渫推進事業債、1,110 万円。緊急防災・減災事業債、9,350 万円。災害復旧事業債、1,340 万円。合計 9 億 2,560 万円。起債の方法、利率、利子償還の方法は記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 議案第 26 号、令和 8 年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

142 ページをお願いいたします。第 1 表、失礼いたしました。歳入歳出ともに、款と金額を朗読させていただきます。第 1 表歳入歳出予算、歳入でございます。1 款国民健康保険税、1 億 4,345 万円。2 款一部負担金、2,000 円。3 款使用料及び手数料、3 万 5,000 円。4 款国庫支出金、1,000 円。5 款県支出金、9 億 1,410 万 2,000 円。6 款財産収入、266 万 1,000 円。7 款繰入金、1 億 3,299 万 2,000 円。8 款繰越金、1,000 円。9 款諸収入、1,075 万 6,000 円。歳入合計、12 億 400 万円。

143 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款総務費、3,371 万円。2 款保険給付費、8 億 9,964 万 4,000 円。3 款国民健康保険事業費納付金、2 億 2,784 万 9,000 円。4 款保健事業費、2,403 万 4,000 円。5 款基金積立金、316 万 2,000 円。6 款公債費、1,000 円。7 款諸支出金、1,260 万円。

次ページをお願いいたします。8 款予備費、300 万円。歳出合計、12 億 400 万円です。

続きまして 168 ページをお願いいたします。議案第 27 号、令和 8 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明させていただきます。歳入歳出ともに、款と金額を朗読させていただきます。第 1 表歳入歳出予算、歳入でございます。1 款後期高齢者医療保険料、1 億 4,450 万 5,000 円。2 款使用料及び手数料、6,000 円。3 款繰入金、2 億 1,514 万 5,000 円。4 款繰越金、1,000 円。5 款諸収入、34 万 3,000 円。歳入合計、3 億 6,000 万円。

169 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款総務費、402 万 4,000 円。2 款後期高齢者医療広域連合納付金、3 億 5,524 万 5,000 円。3 款諸支出金、33 万 1,000 円。4 款予備費、40 万円。歳出合計、3 億 6,000 万円です。

178 ページをお願いいたします。議案第 28 号、令和 8 年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算についてご説明させていただきます。歳入歳出ともに、款と金額を朗読させていただきます。第 1 表歳入歳出予算、歳入でございます。1 款保険料、2 億 320 万円。2 款分担金及び負担金、476 万 1,000 円。3 款使用料及び手数料、1 万円。4 款国庫支出金、3 億 5,466 万円。5 款支払基金交付金、3 億 5,036 万 7,000 円。6 款県支出金、1 億 9,589 万 6,000 円。7 款財産収入、429 万 3,000 円。8 款繰入金、2 億 9,661 万 5,000 円。9 款繰越金、1,000 円。10 款諸収入、19 万 7,000 円。歳入合計、14 億 1,000 万円です。

179 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款総務費、5,115 万 5,000 円。2 款保険給付費、12 億 6,939 万 4,000 円。3 款財政安定化基金拠出金、2,000 円。4 款相互財政安定化事業負担金、1,000 円。5 款地域支援事業費、6,164 万 9,000 円。6 款基金積立金、429 万 3,000 円。7 款公債費、1,000 円。8 款諸支出金、2,150 万 5,000 円。

次ページをお願いいたします。9 款予備費、200 万円。歳出合計、14 億 1,000 万円。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 企業課長。

○企業課長（居山 繁君） はい。それでは、議案第 29 号について説明させていただきます。

212 ページをお願いします。令和8年度西伊豆町水道事業会計予算実施計画です。款のみ読み上げさせていただきます。収益的収入及び支出の収入です。1款水道事業収益、2億3,755万6,000円。

213 ページです。収益的収入及び支出の支出です。1款水道事業費用、2億104万3,000円です。

214 ページです。資本的収入及び支出の収入です。1款資本的収入、5,900万2,000円です。

215 ページです。資本的収入及び支出の支出です。1款資本的支出、2億9,196万1,000円です。

以上、水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第30号について説明させていただきます。

255 ページをお願いします。令和8年度西伊豆町温泉事業会計予算実施計画です。こちらも款のみ読み上げます。収益的収入及び支出の収入です。1款温泉事業収益、9,543万円です。

256 ページです。収益的収入及び支出の支出です。1款温泉事業費用、9,450万5,000円です。

257 ページです。資本的収入及び支出の収入です。1款資本的収入、2,000円です。

258 ページです。資本的収入及び支出の支出です。1款資本的支出、6,020万1,000円です。

以上、温泉事業会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

詳細についての質疑は、予算審査会がこの後、予定されておりますので、大綱質疑といたします。

最初に議案第25号、令和8年度西伊豆町一般会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 9ページですね、地方債についてちょっとお伺いしたいんですけども。起債の目的にこれ4つありますけども、それぞれその交付税の算入率っていうか、これは大体、皆同じような内容なのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それぞれですね、交付税措置ですけれども、過疎対策事業債が70、緊急浚渫推進事業債も70、緊急防災減災事業債も70です。災害復旧費だけがですね、公共土木と一般とありまして、それぞれ47.5から85.5%の間という形で、その事業によって、その交付税措置のパーセントが違ってくるという形になってます。

○議長（高橋敬治君） いいですか。

はい、ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第26号、令和8年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第27号、令和8年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第28号、令和8年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 29 号、令和 8 年度西伊豆町水道事業会計予算の大綱質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 30 号、令和 8 年度西伊豆町温泉事業会計予算の大綱質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで、予算の大綱質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 25 号から議案第 30 号までの 6 会計の審査については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号、令和 8 年度西伊豆町一般会計予算、議案第 26 号、令和 8 年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算、議案第 27 号、令和 8 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 28 号、令和 8 年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算までの 4 会計については、第 1 常任委員会に。

議案第 29 号、令和 8 年度西伊豆町水道事業会計予算、議案第 30 号、令和 8 年度西伊豆町温泉事業会計予算の 2 会計については、第 2 常任委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（高橋敬治君） お諮りします。

委員会審査等のため、3月6日から3月12日までの7日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、3月6日から3月12日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

皆様、ご苦労さまでした

散会 午後 1時25分